

# 許さない



- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・ストーカー行為等
- ・売買春
- ・性犯罪
- ・夫・パートナーからの暴力

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

11月12日(火)～25日(月)

【25日は女性に対する暴力撤廃国際日】

## 女性に対する暴力をなくす運動

人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がることをしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。

こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、国が主唱し、取り組む運動です。

### ■DV(ドメスティック・バイオレンス)とは？

夫婦や恋人など親密な間柄で行われる暴力のことを言います。暴力には、殴ったり、蹴ったり、ひどい言葉を使うなどの種類があります。

### ■デートDVとは？

DVの中でも、恋人同士の間で、暴力で相手を思いどおりにすることをデートDVと言います。彼女(彼)が好きだから「自分だけ見てほしい」「自分のことを優先してほしい」と思うかもしれませんが、でも、そんな気持ちを暴力でかなえようとする、デートDVの関係になってしまいます。

**悩んでいたら、ぜひ相談してください。一緒に解決策を考えていきましょう。**

#### 【女性相談・育児相談】(要予約)

日時／第1・3・5月曜日 午前9時30分～午後0時30分  
毎週水曜日 午後1時～4時  
第2・4・5土曜日 午後1時～4時  
※各祝日を除く

問合せ／企画財政課 ☎991-1815

☎991-1825(月・水・土曜日のみ)

場所／役場内 相談室(保育あります)

## 松伏町男女共同参画社会づくりセミナー

楽しく美しく健康に  
「フィットネスウォーキング」  
全3回コース

参加者  
募集

ただ歩くだけの違いと、正しい歩き方、効果・効能について「フィットネスウォーキング」の知識を学び、そして実際に歩くことで学ぶ前との違いを実感し、継続するためのコツを学びます。健康増進活動を通じて、毎日の生活の中に、男女が共に人として生きることの充実感や豊かさを実感してください。

■日時／11月17日、24日、12月1日 いずれも日曜日 午前10時～正午

■場所／外前野記念会館ハーモニー 2階集会室

■対象・定員／町内在住・在勤の男女20名(保育あります。)

■費用／無料

■講師／後藤 祐一氏(健康運動指導士)

■申込み／11月11日(月)までに、企画財政課(☎991-1815)へ。